

議案第 49 号

つくば市アフタースクール事業実施条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 22 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市アフタースクール事業実施条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、つくば市アフタースクール事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施の目的)

第 2 条 事業は、小学校において、地域社会との交流及び連携を図りながら、希望する児童に対し、放課後に安全かつ安心な環境で自主的に様々な活動を体験できる居場所を提供することにより、児童の健全な心身の成長を図ることを目的として実施するものとする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の自主性の向上に資する遊びの機会の提供に関する事。
- (2) スポーツ、文化活動等の機会の提供に関する事。
- (3) 学習の機会の提供に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(事業の実施場所)

第4条 事業は、つくば市立沼崎小学校において実施するものとする。

(事業を利用することができる者)

第5条 事業を利用することができる者は、つくば市立沼崎小学校に就学する児童とする。

(休業日)

第6条 事業を実施しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) 小学校の使用が困難な日として市長が指定する日

2 市長は、事業の実施上必要があると認めるときは、事業を休業日に実施し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(実施時間)

第7条 事業の実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。） 小学校の放課後から午後5時まで
- (2) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和62年つくば市教育委員会規則第8号）第3条第1項第3号から第8号までに掲げる日 午前9時から午後3時まで

2 市長は、事業の実施上必要があると認めるときは、事業の実施時間を変更することができる。

(利用許可)

第8条 事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、放課後児童室（つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13

年つくば市条例第9号)第1条に規定する放課後児童室をいう。以下同じ。)の利用の許可を受けた者は、市長の許可を受けることなく事業を利用することができる。

2 市長は、事業を利用しようとする者が事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項本文の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

3 市長は、事業の実施上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すことができる。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、利用許可を受けた者(以下「利用児童」という。)又はその保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する小学校に就学する児童でなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、利用許可を受けたとき。

(3) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可に係る条件に違反したとき。

(4) 事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(利用の制限等)

第10条 市長は、事業の実施上支障があると認めるときは、利用児童及び第8条第1項ただし書の規定により利用許可を受けることなく事業を利用する児童の事業の利用を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

(利用料)

第11条 市長は、利用児童の保護者から利用児童1人につき月額3,000円の利用料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に定める利用児童の保護者から当該利用児童1人につき月額1,000円の利用料を

徴収する。

(1) 同一世帯において2人以上の利用児童がある場合 2人目以降の利用児童

(2) 同一世帯において放課後児童室の利用の許可を受けた者がある場合 利用児童

3 前2項の規定にかかわらず、事業の実施された日数が1月に12日未満である場合は、利用児童の保護者から利用料を徴収しないものとする。

4 利用料の納付期限は、事業を利用した月の翌月10日とする。

5 第8条第1項ただし書の規定により利用許可を受けることなく事業を利用する児童の保護者からは、当該児童に係る利用料を徴収しないものとする。

(利用料の減免)

第12条 市長は、利用児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保護者が納付すべき利用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 利用児童の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合 全額

(2) 利用児童の保護者の事業を利用しようとする年度（4月分又は5月分の利用料にあつては、前年度）に納付すべき市民税の所得割が非課税である場合 全額

(3) 月の途中で放課後児童室の利用を中止した者（当該月の放課後児童室の利用日数が12日以上の場合に限る。）が当該月に事業を利用する場合 全額

(4) 月の途中で事業の利用を中止した者が当該月に放課後児童室を利用する場合（当該月の放課後児童室の利用日数が12日以上の場合に限る。） 全額

(5) 自然災害その他特別な事情により市長が前条第1項及び第2項の利用料の全部又は一部を免除する必要があると認める場合 その都度市長が定める額

(利用料の還付)

第13条 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があ

ると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、利用許可その他この条例の施行に関し必要な行為を行うことができる。

(提案理由)

令和7年度からアフタースクール事業を実施するに当たり、必要事項を規定するため、この条例案を提出するものである。